

# 生徒心得

## 【1】 学校内の生活

### (1) 学 習

学習は高校生活の基本であり、その中心は毎日の授業である。授業を受けるに際し、次のことを守ること。

- ①欠席・遅刻をしないようにする。
- ②休み時間は次の授業の準備にあて、教室移動やトイレを済ませておく。
- ③始業のチャイムが鳴ったら自分の席に着き、静かに先生が来るのを待つ。
- ④教科書・ノート・その他教科で必要なものを必ず用意して授業を受ける。
- ⑤授業中やむをえず退室する場合は必ず先生に申し出る。
- ⑥授業規律をしっかりと守る。
- ⑦授業時間(50分)に対して、半分(25分)以上出席しない場合は欠課となる。

### (2) 考 査

- ① 考査期間中は、指定された座席に開始5分前に着席をする。
- ② 机の落書き等を消し、机の中は空にする。
- ③ チャイムが鳴る前に、鉛筆、シャープペンシル、消しゴム、教科によって特別に許可された物以外は、カバンにしまい廊下に出す。
- ④ 考査中の鉛筆、消しゴム等の貸し借りは認めない。下敷きの使用は認めない。
- ⑤ 考査中是不正行為、不正行為と疑われるようなことをしない。
- ⑥ 考査中の途中退室は原則認めない。
- ⑦ 考査に欠席・遅刻する場合は、8時から8時20分の間に学校へ連絡する。
- ⑧ 病気等により受査できないときは、必ず通院の証明等を提出する。
- ⑨ 携帯電話等の通信機器を所持している者は、電源を切ってカバンの中に入れ、廊下に出す。

### (3) 生 活

#### ①欠席、遅刻、早退、欠課

- ア 欠席、遅刻、早退の場合は、保護者を通じて学校へ連絡する（8：00～8：20の間）。
- イ 忌引扱いとなるのは、父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、三親等1日までである。
- ウ 朝の出席確認は8時45分である。授業に遅刻したり、早退したり、欠課をするときは、職員室で確認証の交付を受ける。

#### ②外 出

登校後下校までは、外出を認めない。必要のある場合は、担任に届け出て、確認証を受け取る。

#### ③携帯電話等（スマートウォッチを含む）

- ア 朝のST開始から帰りのST終了まで、使用を禁止する。その他の時間でも、携帯電話等の使用は保護者との連絡に限り、教室内のみで行う。
- イ 校内では電源をオフにし、カバンにしまう。
- ウ 授業等で内容について調べるなど、担当の先生から許可があった場合は、使用してもよい。



### (3) アルバイト

- ①許可制である。事前に担任や学年の生徒指導部へ相談すること。ただし、1年生1学期の間は、学校へ慣れることを優先し、原則許可をしない。

### (4) SNS

- ①SNSを利用する場合には、個人情報保護の観点を常に意識し、安易に個人情報の公開をしない。また、他人に対する誹謗中傷や写真の無断掲載等はしない。

## 【3】 登下校

- (1) 自分自身で登校することを基本とする。送迎が必要なときは原則保護者のみとする。

### (2) 自転車通学

- ①自転車通学許可願を出して自転車通学者登録をし、学校指定のステッカーを貼る。
- ②交通安全に留意し、並走、二人乗り、傘差し運転、イヤフォン着用、携帯用音楽プレーヤーや携帯電話を使用しながらの自転車の運転は禁止行為である。

### (3) 立ち入り禁止区域

- ①大地の里や愛知用水、河和駅裏の水門や海岸へ登下校中 unnecessary に行かない。

### (4) 服装

- ①登下校であっても、正しく制服を着用する。
- ②土日祝日や長期休業期間中の部活動については、学校指定の体操服や、部活動でそろえたジャージ等で登校してもよい。(個人のジャージ等は認めない。)

## 【4】 特別指導

以下の場合には、校長の判断により特別指導を行うことがある。

- (1) 他者に被害、損害を与える行為 (暴力、暴言、威嚇、いじめ、窃盗、盗撮等)
- (2) 学校生活における不良行為 (考査や課題の不正行為、怠学、授業規律違反、無断免許取得等)
- (3) 校内外の秩序を乱す行為 (指導無視、校則違反、不純異性交遊等)
- (4) 法に触れる行為 (喫煙、飲酒、定期券の不正使用等)

## 【5】 改定

上記の内容について、必要に応じ点検や見直しを生徒会執行部と生徒指導部の間で協議する。協議の結果、改定の必要がある場合には、全校生徒、PTA役員の意見も聴取し、改定原案を作成する。その後、改定原案は職員会議を経て学校長の決裁を受ける。